

議事日程第4号

平成20年6月16日(月)

- 第1 議案上程(議案第46号から第55号まで及び報告第2号から第6号まで)
質疑、常任委員会付託
- 第2 予算特別委員会設置、付託
- 第3 請願上程(請願第7号及び第8号)、常任委員会付託
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(23人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	6番 高野寛志
7番 船木正博	8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎
10番 吉田直儀	11番 畠山富勝	12番 越後貞勝
13番 三浦桂寿	14番 木元利明	15番 船木金光
16番 安田健次郎	17番 笹川圭光	18番 船橋金弘
19番 中田俊雄	20番 大森勝美	21番 佐藤美子
23番 高桑國三	24番 船木茂	

欠席議員(1人)

22番 杉本博治

議会事務局職員出席者

事務局長	佐沢篤雄
副事務局長	小玉一克
局長補佐	木元義博
主査	畠山隆之
主任	武田健一

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	副市長	伊藤正孝
教育長	高橋金一	監査委員	加藤金一
企業管理者	小野忠儀	総務企画部長	板橋継喜
市民福祉部長	西方文太郎	企画政策課長	下間秀春
総務課長	湊正人	財政課長	夏井重利
税務課長	佐藤龍雄	福祉事務所長	佐藤誠一
市民生活課長	高桑直廣	農林水産課長	三浦光博
観光商工課長	菅原正幸	下水道課長	浅野光男
若美総合支所長	加藤透	会計管理者	沖口重博
選管事務局長	児玉守美	監査事務局長	佐々木邦子
農委事務局長	北島豊	学校教育課長	浅井繁樹
病院事務局長	武田英昭	医師確保推進室長	三浦進
企業局管理課長	豊沢正		

午前10時01分 開 議

○議長（船木茂君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

杉本博治君から欠席の届け出があります。

議事に入る前に、市長より特に発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆様おはようございます。

本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして、ご報告を申し上げます。一昨日の午前8時43分ころ、岩手県内陸南部を震源とする、マグニチュード7.2の平成20年岩手・宮城内陸地震が発生いたしました。岩手県奥州市及び宮城県栗原市では震度6強を観測し、大きな被害が発生しております。被害に遭われました方々に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

本市では震度4を観測したことから、午前9時に災害対策警戒部を設置して警戒に当たり、公共施設などの建物、道路、ガス・水道、土砂崩れなどの被害状況を調査したところ、一部道路の陥没などが見られ、被害額については現在調査中であります。

なお、緊急時の防災行政無線が直ちに放送されなかったことに対し、深くおわびを申し上げます。

無線緊急放送マニュアルでは、震度3相当以上の地震が発生した場合、自動緊急放送が流れるシステムになっておりますが、当日は作動しませんでした。このことについて、保守点検委託業者を呼んで原因究明に努めているところでありますが、今後は、市民の皆様へ緊急時における情報提供を素早くできるように対応してまいります。

また、男鹿地区消防本部では、奥州市から緊急援助隊出動要請があり、消防車1台、救急車1台、広報車1台、隊員12名が出動しております。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第46号から第55号まで及び報告第2号から第6号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第1、議案第46号から第55号まで及び報告第2号から第

6号までを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番古仲清紀君の発言を許します。4番

○4番（古仲清紀君） どうもおはようございます。

私からは、議案第48号と第49号についてお伺いをしたいと思います。

国民健康保険税の資産割の課税について、議会の全員協議会が4月の30日に開かれまして、1月21日にですね、厚生労働省から県福祉部を通じまして「共有名義の固定資産にかかわる資産割額の算定状況調査について」という依頼がありまして、調査した結果、共有名義の資産割額の算定漏れがあるということが判明したと。2月5日にですね、職員4人による諸問題にかかわる調査班を設置しまして、調査を行った結果、不適正事務処理の発生要因といたしまして、電算システムの導入にかかわる問題、事務引き継ぎや報告・連絡・相談の不徹底、法令遵守意識の欠如、課税業務における時間不足と連携不十分、資産割における課税客体把握の困難性などがあったということでございます。これらから8年前から課税漏れがありまして、5年間は時効で課税ができないと。3年間は、さかのぼって約1千329万円をですね、課税徴収したいという報告であったと私は記憶しております。

そこで、共有名義の資産割の算定漏れがあったということは、このことに関してはですね、税務課職員として税務とは何かの意識、姿勢、新しいものに挑戦する意欲、仕事に対する厳しさ、それと責任感などが欠けていたのではないかと思います。この問題は、税務課職員の職務怠慢から生じたことであろうとは思いますが、役所でこれまでも何回か職員が起こした問題がありました。役所は、波風なく毎日を過ごした人の方が利口であるとの職員の意識もあり、みずから考え、みずから行うという自主的、創造的にも欠けているようであります。やる者がむくわれるシステム化によってですね、職員の意識改革を図ることができればですよ、職務の意識、姿勢、意欲、責任感も備わり、役所でも、それから市民からも信頼される職員が育つのではないかと、私は考えます。職員を指導、管理、監督する課長・部長の管理職と、それと特別職の責任はどうあるべきかであります。これらのことから、課税漏れ問題の責任は、だれをどのように処分されるかであります。

次の3点についてお伺いをしたいと思います。

市長は、さきに職員9人を処分されてから、「自分の不徳の致すところ、市民に申しわけない。行政の責任者として管理監督責任を重く受けとめる」とし、市長は給料の10分の1を3カ月、副市長は給料の10分の1を1カ月、減額するというところで今回提案されておりますが、給料の減額だけで市民に責任を果たしたと思っておられるのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

それと、課税徴収の納期限は6月30日のようでございますが、きょうまで徴収された世帯数と徴収金額についてお伺いをいたします。

それと、国保税にかかわる課税方式を、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の三方式に変更改正することではありますが、多くの他市町村では、以前から資産割を除きまして三方式で算定課税しているということを知っておりますが、三方式での算定課税などについて、国とかですね、県に諮問などをされたことがあったのか、なかったのか。また、四方式から三方式に改正した場合、年税額はどのように変わるのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

3点についてご質問でありましたが、1点目につきまして私の方からご答弁申し上げます。

このたびの国保税に係ります私の責任については、今ご指摘のとおり、行政の責任者として管理監督責任を大変重く受けとめているところであります。改めて市民の皆様や議会の皆様に対して、深くおわびを申し上げます。今後このようなことのないように、厳しく職員を指導いたしまして努めていくことが私の責任の取り方というふうに思っております。一般質問の方でもご答弁申し上げましたが、今後、職員の指導を徹底して厳しくしてまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

そのほか2点につきましては、担当の方からご答弁申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 現在までの国保税共有名義に係る遡及課税分の収納状況でございます。

6月12日現在でございますけれども、296万1千170円、22.28パーセントの収納率となっております。

世帯数につきましては、現在まだ仕分けがちょっと、今作業をしているところでございますが、ちなみに5月末現在の数字でまいりますと、完納完済した方は93人ということになってございます。

それから3点目の、今回の方式の変更に伴って国・県に諮問ということでございますが、これは、ございません。ただ、運営協議会、国保運営協議会の方にはお話をいたしまして、異論がないということをお願いしております。

四方式から三方式に改正した場合の年税額ということでございますが、今回の税率の調整につきましては、現在の19年度、現行の税率でもって、現在の対象となる、被保険者の対象となる人数、世帯数で出した調定額、これとほぼ変わらない調定額での試算をいたしておりますので、年税額としてはほぼ同じということになります。個人によっては所得、家族構成等々によって変更はあろうかと存じます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 再質問ありませんか。古仲さん

○4番（古仲清紀君） 今、市長の答弁の中にですね、職員をこれから指導していくということなんですけれども、この指導ですね、どのように指導していくわけですか。私はですね、指導云々じゃないんじゃないかと思うんです。この役所内ですね、仕事をする、職員として仕事をする雰囲気になっているのか、なっていないのか。そこら辺じゃないかなと私は思っているんですよ。ということはですね、例えば私、これ市長にお聞きしたいんですけれども、市長、毎日出勤されてですね、庁舎を回ったこと何日ございますか。私は時々回りますけれども、市長を見たことないですよ。ということは、市長室に入り込んで、あとは全然出ない。それでは私はね、職員はやる気がなくなるんじゃないかと思えますよ。やはり最高責任者、一城の主としてですよ、やはりね、職員を見守る、会話をする、これが私は今の男鹿市の役所では不足しているんじゃないかと。だから、こういう問題が起きるとは私は申し上げませんが、

そこら辺が私は職員の中にはですね、不満があるんじゃないかと思えます。やはり企業じゃありませんが、これからはですね、役所も企業と同じようなことをしていかないとですね、職員はついてこないと思うんですよ。やはり仕事をやる気のあるやつは、やはり伸ばしていくとか、仕事のしない人はそのままにするとか、そこら辺を手厳しくしていかないと、これからは大変じゃなからうかと思えますよ。そこら辺、やはり市長からもう一度お伺いしたいと思えます。

それとですね、こういうことがあります。この課税徴収に職員さんが回られていると思うんですけれども、私にこういうことを言っている方もいます。「このことに関してはどうですか、市のミスじゃないかと。なぜ今ごろ納めなければいけないのか」ということをございます。それで最後はどうかといいますと、「市で起こしたことなんですから、このことは市長が賠償すべきじゃないか」という声も私は聞いております。

それとですね、資産割を課税された市民とですよ、それから共有名義の資産割を課税されなかった市民もいると思うんです。これらからしますとですね、税の公平に欠けているんじゃないかと思うんですよ。

ということからですね、共有名義資産割の算定漏れをしました総額、これ、どれくらいあるのか、4千万円ぐらいとかって聞いてますけれども、その金額をですね、私は最高責任者である市長と、この税の関係者でですね、賠償すべきじゃないかと。そうすることによってですよ、市民に責任を果たしたということではなからうかと思えます。そこら辺についてもお話をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 再質問にお答え申し上げます。

職員との意思の疎通、今ご指摘のあったとおりでございまして、私も、これまでも時々回っておりましたけれども、できるだけ時間をつくって、職員の間に入って対話を心がけていきたいと思っております。職員との意思の疎通、今後とも図り、今回の件のようなことのないように厳しく、また法令遵守、そして市民のために公僕として働くことの意義、そんなものも植えつけていくように厳しく指導してまいりたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

また、請求できなかつた分の負担でございますが、今いろいろと調査をしておりますけれども、今時点では大変難しいものと私理解しておりますので、ご理解いただければありがたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） さらにありませんか。古仲さん

○4番（古仲清紀君） 市長ですね、何回もこういうことを言うのは本当に申しわけないと思っておりますけれども、やはり職員あって男鹿の役所があると思うんです。やはり職員を育てるということが、私は第一じゃないかと思うんです。頭がいい、悪いの問題じゃないと思うんです。やはり仕事をする意欲、責任感、そういうものがなければですね、これからの役所は成り立っていかないんじゃないかと。そうしないと、市民の信頼もなくなるんじゃないかと思えます。

そういうことですので、職員の教育についてはですね、指導とかそういうことに関しましては十分やっていただきたい。そういうことにより、こういう職員の問題はですね、出てこないんじゃないかなろうかと私は思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

終わります。

○議長（船木茂君） 4番古仲清紀君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第46号及び第48号から第53号までについては、配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思えます。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（船木茂君） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第47号、第54号及び第55号については、委員会条例第6条に基づき、議員24人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、本3件は、24人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

予算特別委員会は、あす17日、午前10時より議事堂に招集します。

以上、告知いたします。

日程第3 請願第7号及び第8号を一括上程

○議長(船木茂君) 日程第3、請願第7号新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願及び請願第8号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を議題といたします。

本2件は、会議規則第133条第1項の規定により、請願第7号は教育厚生委員会に、請願第8号は産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長(船木茂君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

なお、あす17日から23日まで議事の都合により休会し、6月24日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時23分 散 会

議案付託表

総務委員会

- 議案第 46 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第 48 号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 49 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 53 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

教育厚生委員会

- 議案第 50 号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 51 号 男鹿市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例について
- 議案第 52 号 男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 請願第 7 号 新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願

産業建設委員会

- 請願第 8 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

予算特別委員会

- 議案第 47 号 平成 20 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 議案第 54 号 平成 20 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 55 号 平成 20 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について